

「青梅市立n小学校におけるいじめ重大事態について（報告）」概要

1 事案の概要

平成31年度当時、青梅市立n小学校（以下「n小学校」という。）の4年生であったAが、同じ小学校の同級生Bからのいじめを訴え、学校に長期登校できなくなり転校したという事案である。

2 調査委員会の設置経緯及び活動経過

青梅市教育委員会は、Aの申し出により、青梅市いじめの防止に関する条例第12条に基づき、青梅市いじめ防止対策委員会（以下「対策委員会」という。）に重大事態の調査について諮問し、対策委員会は、青梅市教育委員会いじめ問題対策委員会規則第5条に基づき、調査部会を設置し、いじめ重大事態についての調査を行った。

調査部会は、令和4年12月に、対策委員会に対し、調査結果を報告し、対策委員会は、令和5年2月8日に、青梅市教育委員会に答申を行った。

3 対策委員会の答申の抜粋（答申3「同種の事態の再発防止について（青梅市立n小学校におけるいじめ重大事態について報告書 6 本件における課題と再発防止の提言）」部分）

(1) 課題

ア 初動における事実確認が不十分なこと

本事案の端緒は、令和元年5月17日にA母が当該学校のスクールカウンセラーに「悪口、仲間外れを背景とした登校渋り」を相談したことにある。学校が「いじめの疑い」と判断すべき内容であり、速やかに事実確認を行う必要があったが、それが不十分であった。

(ア) A・B両名への確認以外の方法が不足している点

上記相談を受けて、5月24日の学校のいじめ対策委員会（校長、副校長、生活指導主幹、養護教諭、スクールカウンセラー）では学校関係者cによる事実確認を行うことが確認されている。しかし、学校関係者cが実施したのは、B以外の2名からの聴き取りと、その後のBからの聴き取りだけであった。アンケートや、より多くの児童を対象とした聴き取り調査等によって詳細な事実関係を把握し、明らかになった事実をもとにいじめか否かの判断を行うことが求められる状況であるにもかかわらず、上記の聴き取りをもって「いじめの事実が確認できない」との判断にとどまっていた。

(イ) Bへの聴取方法が不適切な方法である点

学校関係者cからのBへの聴き取りは、A保護者の問合せに応じる形で9ヵ月の間に間欠的

に9回もの多数回に及んでいる。このうち副校長が同席した1回以外は、学校関係者cが単独で聴き取りにあたっている。聴き取りの場所は、誰もいない部屋で行われたこともあったが、教室内の担任の机付近などクラスメイトが近くにいる環境で行われたときもあった。

Bは、9回にもわたり繰り返された聴き取りに少なからぬ心理的負担を感じていた。もし、初期段階で事実確認のためのアンケート等を実施したり、管理職を含めた複数教員できちんと聴き取りを行っていれば、9回もBに聴き取りを繰り返す必要はなかったはずである。また、聴き取りを行うタイミングや場所も、Bが聴き取り対象となっていること自体が他のクラスメイトに分からないような配慮が求められる。

(ウ) 小結

本事案の初動において、幅広い情報収集、適切な事実確認が行われなかったことが、本事案のつまずきの原因と判断できる。事実確認を踏まえてのA保護者との認識のすりあわせが行われずに、場当たりの対応を重ねたことが、その後の混乱と事案解決の長期化を招いたと言える。

イ 教員間の情報共有が不十分であること

本事案発生の前年度（3年生時）の平成31年1月から3月に、AとBの関係性に関する相談が双方当事者の保護者から学校にされている。本事案につながる前兆とも言える出来事だが、これが教員間で共有された形跡はなく、新担任である学校関係者cへの申し送りも行われていないなど、教員間の情報共有が不十分である。

(ア) A保護者、B保護者間の出来事の共有がされていない点

平成31年1月にはB母が、3月にはB母とA母がそれぞれ、学校関係者bに相談をもちかけている。いずれもAとBの間で何らかのトラブルが起きている、あるいは起きる可能性をはらんだものであり、この段階で学校のいじめ対策委員会で情報を共有することが望ましかったが、そのように扱われた記録はない。

また、同年4月から新担任となった学校関係者cへの学校関係者bからの引継ぎは、児童に先入観をもちたくないのに特に要らない旨の学校関係者cの申し出を受けて、ごく簡潔な内容で済ませている。学校関係者cは、A及びBの指導に実質的にかかわる中心的な存在であることから、前年度の出来事も含めいじめや児童間のトラブルに関する事情は、丁寧な引継ぎや情報提供が当然に求められるにもかかわらず、行われていなかった。また、この引継ぎの経過については、管理職には伝えられず、実際管理職も把握していなかった。

(イ) 支援員配置の情報共有が不十分である点

令和元年7月には、Aを守る目的でAの学級に支援員2名が配置されている。この対応は教育委員会の助言に基づくものであった。

しかし、何のために支援員を配置するのか、支援員は何をどこまで行うのか、支援員と学校関係者cがどのような役割を分担するのかについて、管理職や学校関係者c、支援員の間で具体的な情報の共有や打合せがなされず、特に学校関係者cと支援員2名は事前に顔合わせもし

ないまま配置当日の教室前で初めて会って話すような状況であった。また、支援員が事前に A に挨拶や自己紹介をしたり、A から話を聞く機会も設けられなかった。

その結果、支援員が、A の心理面に十分に配慮した見守りができていたかは疑問と言わざるを得ず、実際に A は、支援により自身が守られているというより「見張られている」「監視されている」との認識をもつに至り、さらなる学校や教員への不信につながっている。

(ウ) 小結

本件において、学校は、組織的対応における基本事項である情報共有を怠ったことで、学校の初動の対応のまずさにつながるとともに、支援員等の学校が講じた対応策の実効性を削ぐ結果となっている。あらゆる場面において、関係する教職員との間ではいじめの情報を積極的に共有し、一人ひとりの教職員が主体性をもって積極的に情報を受け止める姿勢が求められる。

ウ 保護者への対応と情報共有

(ア) A 保護者への情報共有が不足している点

学校は、A 保護者からの問合せ等に対して、質問に対する回答は都度行っているものの、断片的な現状説明に限定されていた傾向がみられる。しかし、いじめ被害を訴えている A 保護者の心情を推し量れば、不安を少しでも軽くするために、長期的な見通しや学校としての方針を示し、そのうえで全体感を踏まえた現状の説明を行うことが求められる。今後の対応、それに要する期間、状況に応じた対応の変化などの見通しを踏まえたうえでの現状の報告であれば、A 保護者の心的負担も軽減できたのではないかと考える。また、A 保護者が、学習や進路などの将来への不安を感じることは当然のことであり、A の安全をどのように確保するのか、学校がどこまで学習を支援できるのかの見通しを、A 保護者から問われる前に学校側から情報提供できていれば、A 保護者との意識のずれが減らせたと考える。

また、支援員を配置して A の見守りを行うことについての保護者への説明も、校長は副校長が説明したと思い、副校長は校長が説明したものと理解するなど、役割分担や責任所在が不明確なままの対応となった。加えて A に対しても、支援員が A を「守る」ための存在であることなど必要な説明がなされていなかったため、A は支援員について、自分だけを見張っており自分を疑っているようだ、なぜ B の様子を見張らないのかなどと A 保護者に不満を述べるなどし、かえって A や A 保護者の学校不信につながってしまっている。

(イ) いじめ対策委員会における対応についての説明不足

学校では、本案件を 5 月からいじめ対策委員会で対象案件として取り上げていた。このことについて、学校は令和元年 7 月に副校長から A 父への電話で「いじめ対策委員会で検討していること」が伝えたとしているが、A 保護者は本事案がいじめ対策委員会で話し合われていることを、同年 12 月 25 日の教育委員会指導主事らとの面談で初めて認識している。つまり、5 月の A 保護者からの相談に対して、学校が法に則り組織的に対応していることの説明は、少なくとも A 保護者に伝わるような形で伝達されていない。そのため A 保護者は、いじめ被害を認めてもらえない、軽く扱われているのではないかと不満を感じるに至っている。法に則った対

応を行っていることがA保護者にタイムリーに伝わっていれば、A保護者の安心感は大きく違ったはずである

(ウ) 情報共有や説明の不足が事態を悪化させたこと

これらの情報共有や説明の不足は、保護者に対し、学校は何もしてくれない、我が子を守ろうとしてくれない、学校に対応を任せても何も解決しないなどの思いを募らせ、保護者の学校に対する不信感や不安感を生じさせまたは増大させることにつながる。そうすると、学校が講じる諸処の対応策も実効性が削がれるだけでなく、保護者の立場からは学校が我が子を守ってくれないなら自分たちで守ってあげるしかないとの考えや心情にさせてしまうおそれがある。その結果、ときとして、保護者が学校の予期しない行動に出るなどして、関係する児童生徒に無用の負担を受けたりトラブルが深刻化したりすることも起こりうる。本事案でも、学校による情報共有や説明の不十分さが、保護者の安心感や信頼感につながらなかった部分があり、それらが積み重なった結果の一つが、

同日の出来事は、学校として絶対に招来してはならないものであるが、学校とA保護者との情報共有や説明の不十分さによる信頼感と安心感の欠如がその根本にあったと言わざるを得ない

(エ) 小結

学校が、個別のいじめ事案に対応するにあたり、保護者との情報共有は必須である。いじめ被害を訴える児童に対しては、学校と保護者が連携をとりながらケアを行っていく必要があり、そのためにも学校は対応の見通しを早期に伝えるとともに、継続的に情報共有を行っていく必要がある。学校が当該事案にしっかりと向き合い、対策に取り組んでいる姿勢を保護者に伝えることは、保護者に安心感や信頼感を与えるとともに、児童生徒の心理的負担の軽減にもつながる。

エ 学校の「いじめ防止の対策のための組織」の位置づけの問題

(ア) 本校におけるいじめ防止対策会議の位置づけ

当該学校では、いじめ防止対策のための組織を「いじめ防止等対策会議」と名付け、活動内容を、「学校いじめ防止基本方針の策定及びその改善、学校いじめ防止基本方針に基づく、いじめ防止等の取り組みについてのPDCAサイクルを行う」と定めている。この組織について説明する「n小学校いじめ防止基本方針」には、当該組織がいじめ対応の中核組織であることも、未然防止、事案対処を行う組織であることも、相談・通報の窓口であることも触れられていない。さらに、同校の危機管理マニュアルに記載されたいじめ発生時の対応フローにも「いじめ防止等対策会議」がいじめ対応の中核組織であるとは位置づけられておらず、いじめ認知時の報告先も校長・副校長・生活指導主任とされている。つまり、当該学校におけるいじめ防止対策のための組織である「いじめ防止等対策会議」は、法の求める学校いじめ防止対策組織の目的を果たす組織として位置づけられていない。この点は組織の名称にも現れており、「組織」が問題に対して実践的に対応するものであるのに対し、「会議」は状況を知りその問題点

を共有するものである。したがって、いじめ防止対策「会議」との名称は、「学校いじめ対策組織」の位置づけも役割も不明確にするものである。

(イ) 小結

いじめ被害の疑いが生じた場合にどのように対応するか、学校としての行動方針が不明確であり、そのために場当たりの対応が重ねられている。その原因は組織対応の重要性に対する認識不足と、法や条例の理解不足にあるといえる。

オ 重大事態についての学校の理解及び対応の問題点

本件では学校の重大事態の認定に遅れがあり、その原因は重大事態そのものに対する認識不足があった。認定の遅れは、Aの負担感の増大につながっただけでなく、本調査を行ううえでも、時間の経過により記憶が薄れ、事実確認が困難になるなどのマイナスの影響をもたらした。

(ア) 重大事態の認定が遅れた点

法は、重大事態について、「当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生命心身財産重大事態）」と「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校重大事態）」の二つを定める（いじめ防止対策推進法第28条1項1号及び2号）。

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安にかかわらず迅速に調査に着手することが必要である。さらに、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない。

これに則れば、A保護者からの相談が寄せられた令和元年5月17日以降、断続的に欠席あるいは早退などが続いていることから、5月から遅くとも7月までのいずれかの段階で、重大事態との判断を行うべきであった。しかし、学校が実際に重大事態と認定したのは、10月2日を最後に完全に不登校になった後の11月に入ってからであり、この判断の遅れの背景に重大事態に対する認識不足があったことは明らかである。重大事態は、問題にすべき事態が発生していることを指摘するものであり、いじめそのものを認定するものではないにもかかわらず、いじめの有無にこだわり法や条例が求めるものと異なった対応を行った点には重大な問題がある。なお、令和元年8月下旬以降にAが昇降口までしか登校できなかった日を学校が出席日数として扱ったことは、前記の重大事態の判断のあるべき時期との関係で直接には影響しないものの、そのような扱いを知ったA両親に、学校による重大事態認定の適切な判断に対する不信を抱かせる一因となった点でも問題があったといえる。

(イ) 重大事態の発生報告後の対応が不十分な点

学校は、重大事態発生報告を行う前後の時期から、A保護者に対し、スクールソーシャルワーカーがかかわることを提案したが、結論としてA保護者から同意を得られなかった。結果として、学校はAの学習保障のあり方を模索するにとどまっている。

なお、スクールカウンセラーについては、学校は、A とスクールカウンセラー面談を6月に行っていたが、その後、継続的な面談が行われなかった。

一方、教育委員会は、本件が重大事態の発生報告を行った後、本件に関する調査として教職員に対する聴取を行っていた。しかし学校への支援は限定的であり、重大事態の発生報告と連動して可能となる指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援は、学校の対応が後手に回り混乱していることもあって、タイムリーな支援には結びつかなかった。

(ウ) 重大事態の調査を行うにあたっての説明が不十分な点

国の基本方針は、重大事態の調査を行うにあたって、下記①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者並びに被害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行うことを求めているが、本調査を開始するにあたってこうした説明は十分には行われていない。

- ① 調査の目的・目標
- ② 調査主体（組織の構成、人選）
- ③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）
- ④ 調査事項（いじめの事実関係、学校の設置及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）
- ⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）
- ⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

(エ) 小結

重大事態の要件、重大事態認定後の対応のあり方、重大事態調査の目的などへの理解が不十分であり、そのことによる対応の遅れや不適切な対応が、A 保護者の学校及び教育委員会への不信感が増大する原因にもなった。また、そのことがA への適切な支援の遅れにもつながり、A の苦痛が増大したことは否めない。

カ 子どもの声が十分に受け止められていない点

(7) A の困りごとを適切に受け止められていないこと

A 保護者からの訴えを受けて、学校は訴えにある事実関係の確認を試みながらも、その存在は確認できずにいた。スクールカウンセラーとの面談も行われたが1回限りであった。いじめの実態を把握するため2名の支援員がかかわることになったが、支援員がかかわる理由や目的がA に十分に伝えられず、A の訴えを受け止める役割にはなっていない。

事実関係の確認は重要である一方で、A がいじめを受けているのかを繰り返し本人に確認したり、A が話したいじめの内容の矛盾点を指摘したりしたことで、A は、学校は分かってくれない、いじめられたということを信じてもらえない、お父さんお母さんしか味方じゃない、などの思いを抱くに至っている。学校はその都度一定の対応を行ってはいるが、被害の訴えを疑っていると受け取られかねない応答がなされたことが、学校とA との信頼関係を危うくし、A の困り感に適切に寄り添う対応にならなかった一因になったと考えられる。

Aは、Bとの関係や学校生活に困難を感じ、学校に通うことができなくなり苦しんでいたが、Aの困り感がいじめを背景としたものなのか、何かしらの複合的な要因なのか、あるいは全く別の要因なのか、学校がその観点から検証するためにAの話をどれほど共感的に受け止められていたかは疑問が残る。もし、いじめの被害をA母親が訴えた直後の段階で、学校がAの気持ちを丁寧に共感的に聴き取れていれば、別の経過を辿った可能性は十分にあったと考える。

Aの周囲には、保護者のほか、担任、学校管理職、スクールカウンセラー、養護教諭、支援員などAに関するさまざまな情報や多様な知見、専門性をもつ大人がおり、公的な支援策もさまざまあったはずである。一般に、児童が自身の困りごとを明確に言語化できないケースも少なくなく、困り感の主体であるAの声を周りの大人が適切に受け止めて拾い上げなければ、実効性ある支援策を見出すことは困難な場合もある。

(イ) Bの困りごとを適切に受け止められていないこと

Bに対する学校の対応についても、上記と同様の指摘ができる。学校関係者cが9回にもわたりいじめ行為の有無を繰り返しBに確認したことは、確認される側のBの心理への配慮に欠けていたといえる。Bは、Aと[]での一件の後、Aと仲直りができていないことを気にかけていた。その前の1月には、[]

[]も学校に伝えられている。これらの事情からすれば、BがAとの関係の持ち方に何らかの困り感や負担感を抱えていたとしてもおかしくない。そうしたBの思いを受け止めることなく単にいじめの有無を繰り返し確認したことは適切とはいえず、Bとの関係でも、早い段階でより丁寧に気持ちを聴き取る必要があった。これは、直接確認にあたった学校関係者c個人だけの問題ではなく、学校全体の対応の問題として認識すべきである。

困り感の当事者であるAやBの声を、それぞれの気持ちを受け止めながらどのくらい聞くことができたのか、それができていなかったとするならどんな要因が働いたのかを、一人ひとりが振り返ることが重要であろう。

(ウ) 小結

いじめが、児童生徒の心身に大きな影響を与えることは言うまでもなく、その防止は学校の責務である。その一方で、児童生徒の成長の過程で、誰もがいじめ加害者にも被害者にもなり得ることは、国立教育政策研究所の研究でも明らかである。いじめの疑いの段階から、学校は児童生徒の表面的な行動のみでなく、その背景となる困り感を丁寧に受け止めながら寄り添う視点をもって児童生徒とかかわる必要がある。その対応方法は属人的な手法にとどまることなく、幅広い知見に触れることが求められる。

キ 調査部会の活動について

(7) 個人情報の管理について

本調査に関して、個人情報の管理のあり方が課題として挙げられる。

調査部会の委員の一人（同年10月5日付で辞任）が、Aの治療にあたる主治医とは同委員

の所属先の業務で面識があったところ、令和2年8月から9月に業務で一緒になった際に、Aについて同委員の個人的見解を述べるとともに主治医の見解を問い質すことがあった。調査部会による関係者への聴取は、調査の仕組みの中で所定の手続を踏んで行われるべきもので、委員が調査部会の立場を離れて私的に調査に関する個人情報を利用することは認められない。

また、Aにかかる主治医作成の診断書について、本委員会は本事案について教育委員会が掌握する関連資料の一つとして受け取ったものであるが、A保護者によると、同診断書はAの精神状態を在籍校に知ってもらう目的で、学校限りの資料として提出したもので、学校から教育委員会に調査部会の資料として提出されることは承知していなかった旨の指摘があった。

本委員会は、これらの問題点について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及びその関連法規上の適否を評価する立場にはないが、重大事態調査を行うにあたり個人情報も適切に管理されるべきことは当然であり、Aに関する個人情報の管理のあり方に疑義を生じさせたことは、本調査の進行に支障を来すとともに調査結果に対する信用を損なうものとして遺憾である。

(イ) 調査の進め方に関する協議及び情報共有のあり方について

本調査に関して、調査の進め方に関する申立側の保護者との協議及び情報共有のあり方が課題として挙げられる。

本調査における関係者の聴取手続について、聴取実施の順序や日程の設定、聴取対象者の範囲、聴取依頼の手順などについて、A保護者との事前の協議及び情報共有が十分になされなかったために、聴取のあり方についてA保護者に不満を残す形となった。本委員会としては、適時に必要に応じた協議及び情報提供に努めながら聴取を進めてきたものの、いじめの被害を訴えて調査を求めるA側への配慮はより丁寧かつ慎重に行うことが望ましかったと考える。調査の進め方は、調査の中立性や公平性、調査結果への信頼性にかかわる問題であり、今回の調査のあり方が調査全体に対する疑念や不信を招いているとすれば遺憾である。

(ウ) 小結

いじめの重大事態調査において、申立側となる児童生徒とその保護者は、そもそも訴えの内容にあたる出来事に遭遇したこと自体に大きな不安と傷つきがある中で、初めて経験する重大事態調査手続への対応も求められる立場にある。調査部会は、そのような申立側の立場に配慮し、調査手続に関する説明と意向の確認を丁寧に行うことで、少しでも申立側の不安やストレスを軽減し、納得のいく調査手続としていくことが重要と考える。

(2) 再発防止の提言

前述の課題を踏まえ、同様の事態を再び招かないための防止策として、以下の提言を行う。

ア 学校への提言

(ア) いじめ対応の初動

- ・ 学校は、児童生徒またはその保護者等からいじめの相談や訴えがあった場合に、迅速な被害事実の確認を最優先し、保護者に対する結果報告を速やかに行うこと。仮に、相談や訴え

にかかわる事実の存在がすぐに確認できなかった場合は、そのことを保護者やいじめ対策委員会等に報告するとともに、今後の対応を保護者とも協議し、必要に応じて教育委員会の支援を仰ぐこと。

- ・ 学校が被害事実の確認を行うにあたっては、可能な限り幅広い児童生徒を対象としたアンケート及び聴き取りを行い、その記録を残すこと。
- ・ 学校は、現状の記名式いじめアンケートの実施方法を工夫し、国立教育政策研究所のリーフレットなどを参考に無記名式のアンケートや、「いじめ」という表現を用いないもの、生活アンケート、さらにはQU（QUESTIONNAIRE-UTILITIES）等の心理検査等を用いて、日頃から児童生徒の様子を把握するよう努めること。

(イ) いじめ対応時の教職員間の情報共有

- ・ 学校は、いじめの未然防止・早期対応のために組織対応の強化を図り、教職員間の情報共有を積極的に行うこと。特に、学級担任の交代や転任してきた教員間の引継ぎにおいては、過去の経緯を含め丁寧な情報共有を行うこと。その際、管理職は責任者として情報共有の状況を把握すること。なお、年度替わりの時期には、いじめ対策委員会が中心となり学校全体のいじめに関する情報を全教職員に共有する機会や場を設定することも考えられる。
- ・ 学校は、学校のいじめ対策の企画立案や事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験できるようにするなど、未然防止、早期発見、事案対処の実効化のため、組織の構成を工夫・改善すること。

(ウ) 保護者との積極的な情報共有

- ・ 学校は、いじめ対策委員会の存在や役割について、児童生徒や保護者（家庭）への周知を意識的かつ積極的に行うこと。学校のホームページへの掲載のほか、繰り返し周知することが重要である。児童生徒向けには始業式など一堂に会する機会やいじめアンケート実施時に案内をする、校内の見えやすい場所に説明資料を掲示するなどが考えられる。保護者向けには保護者会や学校便り等で定期的に案内をするなどが考えられる。その際、いじめ対策委員会の構成メンバーや、同メンバー全員が相談や通報の窓口となることも説明周知することが望ましい。
- ・ 学校は、いじめ対策委員会について、法や条例の趣旨を踏まえ、いじめ対策の中核組織として位置づけ、いじめの未然防止、相談・通報の窓口、事案対処の要として機能するよう再整備を行うこと。

(エ) いじめ重大事態への対応

- ・ 学校は、法の定める重大事態の要件を教職員全体の共通理解とし、重大事態発生時の対応フローを整備したうえ、発生時にはフローに則った対応を行うこと。
- ・ 対応フローでは、前述の「6(1)オ(ウ) 重大事態の調査を行うにあたっての説明が不十分な点」で触れた調査方針の説明等①～⑥までの事項について、申立てを行った児童生徒の保護者と加害側とされた児童生徒及びその保護者の双方に対して説明を行うこと。

- ・ 加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聴き取ることをフローに含むこと。
- ・ 学校は、過去の事案の再発防止策の提言にあった研修が、一応は行われたものの実効性を伴っていない現状を踏まえ、いじめの未然防止・早期対応、重大事態への対応力を教職員が身につけられるよう、外部の専門家等も活用した研修を定期的に行うこと。

(オ) 子ども最優先のいじめ対応

- ・ 学校は、本報告書のほかこれまで市内で発生した重大事態やその他の事案を題材としたケーススタディを行い、子どもの最善の利益を踏まえた対応について研究を重ね、自校のいじめ対応フローに反映すること。その際、必要に応じていじめや子どもの人権に詳しい識者による研修も活用すること。

イ 教育委員会への提言

- ・ 教育委員会は、法の定める重大事態の要件や発生時の対処について、指導主事を中心に職員間で正確な共通理解を図り、重大事態発生時の対応フローモデルを整備すること。発生時には、学校から問合せを受け、適切な助言と指導を行う立場にあることを自覚し、そのための研鑽に努めるべきことから、少なくとも過去に本市で起きたいじめ重大事態の調査報告書は、指導主事に就いた者全員が精読することを必須とし、各報告書にある再発防止に向けた教訓を実効的に活かすこと。
- ・ 教育委員会は、学校に対し、いじめの疑いが発生した場合や重大事態が発生した際に、法や条例に則った対応を行うことを周知徹底すること。また、学校が重大事態発生時の対応フローを作成することを支援すること。
- ・ 教育委員会は、学校におけるいじめ対応が、子どもの最善の利益をもたらすものであるよう、多様な支援を結びつけ学校をサポートすること。
- ・ 教育委員会は、保護者に対し、いじめ防止対策推進法に基づく学校対応のあり方や調査、手続等について十分な理解が得られるよう、説明ツール等を整備し、必要に応じて適切な説明を行うこと。
- ・ 教育委員会は、学校が本提言に基づいた対応を市内各校において実施できるよう計画を立て、実施状況を定期的に確認するとともに、必要に応じた指導助言を行い、子どもの安全な学校生活を担保すること。

以上